

# 第1章 河川総合開発事業

## 第1節 河川総合開発事業の基本的な考え方

### 1 意義

河川総合開発事業は、国土の保全と国民生活の安全を確保するため、洪水による災害の発生を防止するとともに、都市化の進展や生活水準の向上に伴う水需要の増加に対応した水資源の開発及びかんがい用水、その他諸用水の利用を行い、さらに水質保全と併せて質量一体とした広域的な水管理を促進し、快適な生活環境を確保することにある。

### 2 事業種別

#### (1) 河川総合開発事業

##### イ 多目的ダム

河道改修によることが困難であるため、洪水調節、流水の正常な機能の維持と併せてかんがい、発電、工事用水等の供給を目的としたダムを建設するものである。

##### ロ 生活貯水池

農山村等の地域において、不安定な水利用状況の改善と地域の安全・活性化に貢献するための小規模な生活貯水池の整備を図るものである。

##### ハ 雪対策ダム

安定した消雪用水の確保を目的としたダムを建設するものである。

#### (2) 治水ダム建設事業

##### イ 治水ダム

河道改修によることが困難であるため、洪水調節と流水の正常な機能の維持を目的とし、発電・水道水・工業用水等の利水目的を含まないダムを建設するものである。

##### ロ 地域整備ダム

山地、丘陵地等における開発行為に対しては、流出増対策が義務付けられているが、これらと本来の洪水調節を行うダムを一体事業で実施することにより、有効な土地利用、民間活力の導入、治水事業効果の増大を図るものである。

#### (3) 堰堤改良事業

管理ダムの本体、放流設備並びにこれに付属する設備、観測、通報、警報設備の改良、ダム貯水池周辺の地山の安定のための工事、ダム直下の河道改良工事、貯砂ダムの設置等の工事、ダム管理用発電設備の設置工事及びダムの長寿命化計画の策定を行うものである。

### 3 事業段階

国との協議

